

2010 Hikari  
**GORE-TEX**  
PRODUCTS  
New Year REGATTA

## 帆走指示書

2010 Hikari GORE-TEX New Year REGATTA は、山口県セーリング連盟主催により、平成 22 年 1 月 9 日～1 月 11 日の期間、山口県スポーツ交流村ヨットハーバー及びその沖海面にて開催される。

### 1 適用規則

- 1.1 本大会は、帆走指示書によって変更があるものを除き、全レースをセーリング競技規則 2009-2012(以下競技規則)に定義された「規則」を適用する。
- 1.2 競技規則 42 の違反に対しては、帆走指示書付則 P を適用する。
- 1.3 競技規則 61.1(a) は文中の「(2) 艇体の長さが 6メートル未満の艇は、赤色旗を掲揚する必要はない。」を削除し適用する。抗議用の赤色旗を用意すること。

### 2 競技者への通告

競技者に対する通告は、大会本部前に設置された公式掲示板(クラブハウス南側)に掲示される。この場合、大会本部前に設置された信号柱に L 旗を掲揚するとともに音響信号 1 声を発する。

### 3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、当該レースの予告信号 60 分前までに掲示される。

### 4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会本部前に設置された信号柱に掲揚される。
- 4.2 D 旗ならびに当該クラス旗が、音響信号 1 声とともに掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。  
予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。
- 4.3 D 旗が掲揚されていない場合には、その日のレースまたは次のレースのスタート時刻は、延期されていることを意味する。

### 5 海上で発せられる信号

スタート・ライン又はフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇、またはその他のレース委員会艇に N/H 旗、N/A 旗、AP/H 旗、AP/A 旗が掲揚された場合には、競技規則レース信号に定められたそれぞれの意味に加え、「全艇直ちに帰港し、帰着申告をしなさい」を含むものとする。

## 6 レースの日程

- 6.1 1月9日 08:30-10:30 ハーバー開門/大会受付  
11:55 プラクティスレースの予告信号、引き続きレースを行う。  
ただし、15:30以降のスタートは行わない。  
18:00-19:00 室内講習会
- 1月10日 07:30-08:00 ハーバー開門/大会受付  
08:00-08:30 開会式/艇長会議  
09:25 第1レースの予告信号、引き続きレースを行う。  
18:00 レセプション
- 1月11日 07:30 ハーバー開門  
09:25 最初のレースの予告信号、引き続きレースを行う。  
ただし、13:00以降に予告信号が発せられることはない。  
15:30 表彰式/閉会式
- 6.2 1日に実施するレース数は、レース委員会の裁量によって決定する。
- 6.3 本大会は、7レースを予定する。

## 7 クラス旗および識別

- 7.1 クラス旗は、次の通りとする。  
OP級Aクラス 青字 OP旗  
OP級Bクラス 赤字 OP旗
- 7.2 選手は、各クラス識別のためレース委員会が用意するビブスを着用しなければならない。
- 7.3 レース委員会が指定する各クラスの選手に対し、レース委員会は当該レースで識別用ビブスの着用を求めることができる。

## 8 レース・エリア

添付図1にレース・エリアの位置を示す。

## 9 コース

- 9.1 添付図2の見取図は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序およびそれぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。
- 9.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇(以下本部船)に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 9.3 艇の帆走すべきコースは次の通りとする、コースを示す国際数字旗は予告信号時に掲揚される。
- |                |      |
|----------------|------|
| 国際数字旗1が掲揚されたとき | コース1 |
| 国際数字旗2が掲揚されたとき | コース2 |
| 国際数字旗3が掲揚されたとき | コース3 |
| 国際数字旗4が掲揚されたとき | コース4 |

## 10 マーク

- 10.1 マーク 1、2、3 は黄色円筒形のブイとする。
- 10.2 スタート・マークは、スターボードの端にいるオレンジ旗を掲揚している本部船とポートの端にいるオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇とする。
- 10.3 フィニッシュ・マークは、ポートの端にいる青色旗を掲揚しているレース委員会艇とスターボードの端にあるオレンジ色円筒形のブイとする。
- 10.4 予備のマークは、オレンジ色三角錐のブイとする。

## 11 スタート

- 11.1 レースは、以下の追加事項と競技規則 26 を用いてスタートする。  
引き続き実施されるレースにおいて、注意信号 F 旗が、当該クラスのフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に掲揚される。この項は、競技規則 27.1 を変更している。

信号	視覚信号	音響信号	スタートまでの時間(分)
予告	クラス旗+国際数字旗 (掲揚)	1 声	5
準備	P 旗、I 旗または黒色旗 (掲揚)	1 声	4
1 分	準備信号 (降下)	長音 1 声	1
スタート	クラス旗+国際数字旗 (降下)	1 声	0

- 11.2 スタート・ラインは、スターボードの端にいるオレンジ旗を掲揚しているポールとポートの端にいるオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.3 予告信号が発せられていないクラスの艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.4 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、「DNS」と記録される。この項は、競技規則付則 A4 を変更している。
- 10.5 B クラスの予告信号は、A クラスのスタートと同時に発せられる。
- 10.6 競技規則 30.3「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、または、レース艇がスタートした後中止になった場合には、黒色旗規則に違反した艇のセール番号を本部船の後部に掲示する。  
掲示された艇は、直ちにコース・サイドおよびスタート・エリアを離れなければならない。

## 11 コースの次のレグの変更

次のマークのコース変更は、競技規則 33 に基づき行われる。新しいマークがまだ設置されていなくても、先頭艇が新しいレグを始める前にコンパス方位の掲示とともに信号を発する。なお、レグの長さの変更を示す「+」および「-」の掲示は行わない。これは競技規則 33(b)を変更している。

## 12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポートの端にいる青色旗を掲揚しているレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚しているポールとスターボードの端にあるオレンジ色円筒形のブイの間とする。

### 13 タイム・リミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、「DNF」と記録される。この項は、競技規則 35 と競技規則付則 A4 を変更している。

### 14 抗議と救済の要求

- 14.1 艇が海上において抗議する場合には、赤色旗の掲揚を必要とし、レース中は目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。また、フィニッシュ後すみやかにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に抗議の意思と被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。この項は、競技規則 61.1(a)を変更している。
- 14.2 抗議および救済の要求はプロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の上、その日の最終レース終了後 60 分以内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。抗議締切時間は公式掲示板に掲示される。この項は、競技規則 61.3 および競技規則 62.2 を変更している。
- 14.3 レース委員会またはプロテスト委員会による艇への抗議を伝えるため、抗議の公示を抗議締切時間までに公式掲示板に掲示する。この項は、競技規則 61.1(b)を変更している。
- 14.4 審問の当事者および証言者の氏名、審問開始時刻および場所は、抗議締切時間から 20 分以内に公式掲示板に掲示される。
- 14.5 競技規則 42 の違反を認めた艇またはプロテスト委員会により失格とされた艇のリストは、抗議締切時間までに公式掲示板に掲示される。
- 14.6 帆走指示書 7.2、7.3、11.3、17、21、および 22 による違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、競技規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対しては、プロテスト委員会の裁量によるペナルティが、科せられることがある。
- 14.7 大会最終日における、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
  - (a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
  - (b) 再開を要求している当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。この項は、競技規則 66 を変更している。

### 15 得点

- 15.1 競技規則付則 A の低得点方式を適用する。
- 15.2 本大会は、1 レースの完了をもって成立とする。
- 15.3 成立したレースが 4 レース以下の場合、艇の得点は全レースの得点の合計とする。5 レース以上成立した場合、最悪の得点を除外した合計得点とする。この項は、競技規則付則 A2 を変更している。

### 16 安全規定

- 16.1 競技者は、出艇前、及び帰着後当該クラスの最終レース終了後 60 分以内に、大会本部に用意される申告用紙に出艇または帰着のサインをしなければならない。
- 16.2 出艇申告および帰着申告を怠った艇は、「PTP」と記録され、当該レースの順位の得点に 3 点のペナルティ加算される。
- 16.3 海上では常に適切な救命胴衣(ライフジャケット)を着用しなければならない。ウェットスーツおよびドライスーツは適切な救命胴衣とはみなされない。この項は、競技規則 40.1 を変更している。

16.4 救助を必要とする競技者は、笛を吹き、パドル又は片手を振って知らせなければならない。  
レース委員会は、救助を要すると判断した場合、競技者の意思に関わらず救助することがある。これを理由に救済の要求はできない。

16.5 レースからリタイアした艇は、その旨をできるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

## 17 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

## 18 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

## 19 運営艇

運営艇の標識は、次のとおりとする

本部船を除くその他のレース委員会艇 白色旗

プロテスト委員会艇 白色旗に JURY の文字

## 20 支援艇

20.1 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

20.2 支援艇は、レース委員会が赤十字旗を掲揚した場合、レスキュー活動に協力しなければならない。

20.3 支援艇は、レース委員会が用意するピンク色旗を常時掲揚しなければならない。

## 21 ゴミの処分

艇は、海にゴミを捨ててはならない。ゴミは、各艇が責任をもって処理しなければならない。

## 22 賞

レース公示のとおり。

## 23 責任の所在

23.1 主催団体および本大会に関与するその他すべての団体、ならびにこれらに属する役員およびスタッフは、本大会の前後および期間中に受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する一切の責任を負わないものとする。

23.2 競技者は、各自の責任において参加しなければならない。競技規則 4 参照。

添付図 1

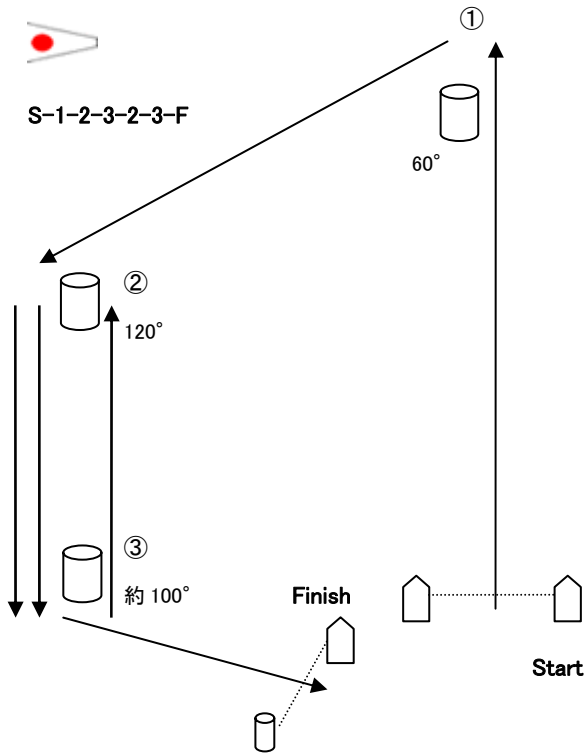


添付図 2

コース 1



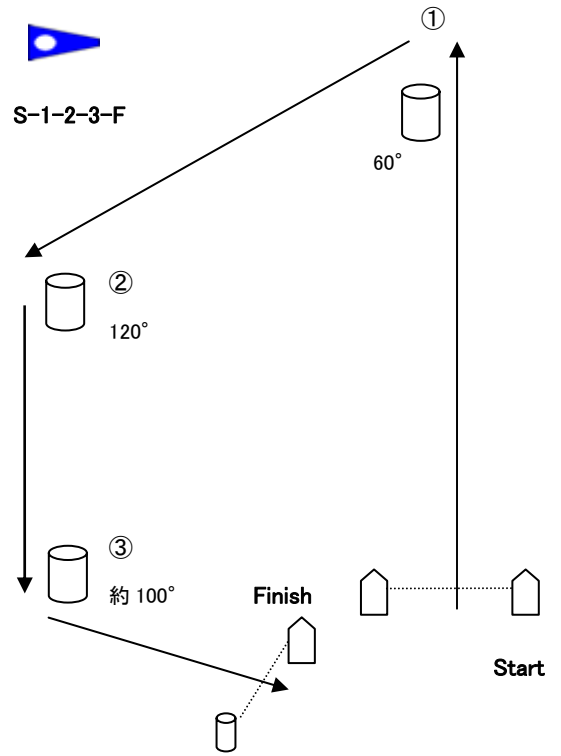
S-1-2-3-2-3-F



コース 2



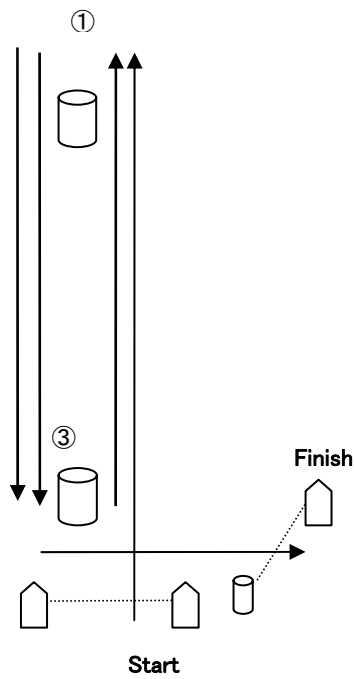
S-1-2-3-F



コース 3



S-1-3-1-3-F



コース 4



S-1-3-F

